

事実実験公正証書

事実実験について

公証人は、契約だけでなく、直接事実を見たり聞いたりしてその結果を「事実実験公正証書」として作成することができます。事実実験公正証書は、裁判所が作成する「検証調書」に似たものであり、証拠を保全する機能を有し、権利に関係のある多種多様な事実を対象とします。

例えば、特許権や商標権・意匠権・著作権等の無体財産権の侵害事実を保全したり、貸金庫の内容物の確認、土地の境界の現状、株主総会の議事進行の事実等を保全するために公証人自らこれらの事実実験に立ち会い、その結果を公正証書にします。

【比較的多く作成されてきたもの】

- ・ 貸金庫の開庫およびセーフティケースの開封



貸金庫の開庫およびセーフティケースの開封についての必要書類

- ① 貸金庫またはセーフティケース規定
- ② 貸金庫またはセーフティケース印鑑届
- ③ 貸金庫契約管理表
- ④ 解約通知（賃料未払いの場合は未払いの事実を証する書面）
- ⑤ 解約通知に係る郵便物配達証明書
- ⑥ 貸金庫副鍵袋
- ⑦ 嘱託金融機関の印鑑証明書
- ⑧ 嘱託金融機関の代表者事項証明書
- ⑨ 嘱託金融機関の当日立ち会う者に対する委任状
- ⑩ 立会人の社員証
- ⑪ 立会人の運転免許証



※ ご依頼の際は、事前に上記書類の写しをお送りください。

作成当日の手順

- ① 代理人に、公証人の前で、副鍵の入れられた封筒を開いて鍵を出し、貸金庫を開いて内函を取り出していただき、作業室において、内函から内容物を取り出していただきます。
- ② 公証人と代理人とで、内容物の種類・数量等を確認します。
- ③ 原則として、公証人が、その場で公正証書を完成させますが、内容物が存在した場合には、その場で、証書に添付する「物件目録」を作成しますので、事務机をお借りし、コピー機を使用させていただきます。
ただし、内容物が極めて多かったり、貴重品と思われる物（宝石・貴金属）があった場合には、公証役場に戻ってから公正証書案を完成させます。
- ④ 内容物が存在した場合には、内容物の全てを大きめの紙袋（封筒）内に移して、公証人と代理人が封印します。
- ⑤ 代理人に、公正証書案の内容を確認していただき、署名・押印をしていただきます。
ただし、内容物が極めて多く、役場に戻ってから公正証書案を作成する場合には、後日、代理人に公証役場に來ていただいて内容を確認していただき、署名・押印をしていただきます。
- ⑥ 署名・押印をしていただいて完成した公正証書の謄本1通をお渡しします。

手数料

- ① 目的価額（事実実験3時間以内） **33,000円**
※ 事前準備、現地での見聞、証書作成に要した合計時間について、1時間ごとに1万1000円として計算されます。
- ② 交通費 **実費額**
- ③ 役場外執務手当 **1万円**
- ④ 証書枚数加算 [1枚250円]・・・例) 13枚 1通 = **3,250円**



「事実実験公正証書について」
日本公証人連合会 ホームページより

<https://www.koshonin.gr.jp/business/b06>